

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題であり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、生徒が主体となる授業づくり、学校行事・部活動を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組や、個人面談週間や定期的な生活アンケートの実施や教育・心理検査の実施等の早期発見の取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。

しかしながら、近年、部活動内でのいじめや、スマートフォン等を通じてのインターネット上のコミュニケーションに係るトラブル、あるいはいじめやからかいが発生するなどの課題も見られた。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」

(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して「山口県立徳山高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの認知

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないう、いじめを受けた生徒の立場に立つて行う。

組織的に取り組むことにより、担任などの一人の教員の目ではなく、多くの目で注意深く生徒一人ひとりの変化を観察し、「背後にいじめがあるのではないか」という認識を共有し、いじめの兆候を見逃すことのないようしなければならない。

発見した場合も、組織的に対応することによって、迅速かつ適切に問題解決に向けた具体的な対処法を実施していく。

その際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめやからかいなど、本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為そのものに対して周辺状況などを客観的に確認して対応し、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察する必要がある。また、たとえ1回きりの行為であったとしても、いじめとして認知しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必

要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめの未然防止に努めなければならない。すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。さらに、過度の競争意識や学習に関する生徒のストレスを軽減する方策を学校全体として取り組む。授業アンケートや授業参観をもとにした授業改善や、家庭学習用課題を教科間の連携をとって精選していくこと、行事などにおける生徒一人ひとりの役割づくりなど、日ごろの学校生活を教育相談的立場から見直していくことが必要である。

(2) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の①②の要件が満たされているものとする。

ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案するものとし、単に謝罪によって安易に「解消している」と判断することはできない。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害生徒が心身に苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害生徒本人及びその保護者に対する面談等で、被害生徒本人が心身の苦痛を感じていないことが確認できたこと。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識を高め、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、ケース会議等を素早く開催し、学校として情報を共有した上で、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(4) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、県教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置く。いじめの実態についての調査等については生徒課を主とし、生徒のケア等については教育相談課を主として行う。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○ いじめ対策委員会

年間2回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

・ 構成

管理職、（保護者代表）、スクールカウンセラー、生徒課長、教育相談課長、年次主任、養護教諭、生徒指導担当教員

※ 必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

・ 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○ 生徒課等 ・ 教育相談課等

毎週の定例会議、事案発生時の緊急会議、情報共有等

・ 構成

課長、担当教員（養護教諭含む）

※ 必要に応じ、他課課長、年次主任、当該学級担任、部活動顧問等を加える。

・ 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導 等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した具体的な取組を行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

2 いじめやいじめを要因とする不登校の防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行うとともに、日常的な評価・検証・改善を図り、学校評価の評価項目にも位置づける。

未然防止（いじめの予防）

（１）生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・ すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、生活意識調査及び「ハイパーＱＵ」（学校適応感を測る客観テスト）を活用するなどの取組を行い、生徒理解に努める。
- ・ 過度の競争意識をあおるのではなく、一人ひとりにあった進路実現をめざす。また、適正な家庭学習用課題等を精選することによって、生徒のストレスを軽減する。
- ・ 中高の切れ目のない支援体制を構築するため、中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。
- ・ 指導上の配慮が必要な生徒については、教職員が個々の生徒の特性や専門的知識の理解を深めるとともに、学校全体で情報共有を行いながら、当該生徒のニーズや専門家の意見を踏まえ、保護者との緊密な連携のもと、いじめ防止等の適切な指導・支援を行う。
- ・ 日常の声かけや保護者との緊密な連携により、日頃から信頼関係づくりに努める。

（２）教育活動全体を通した取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して、学び合い、学習内容を深めていくことのできる授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、ＡＦＰＹ（県独自の体験学習法）を活用した体験活動等に重点的に取組、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。

（３）家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ ＰＴＡ、学校運営協議会委員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見（把握しにくいいじめの発見）

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の３つのレベルに分類する。

【レベル１】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル２】教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル３】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

(1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、生徒の状況を把握するとともに、保護者と緊密に連携し、定期アンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・ 「いじり」や「からかい」、あるいはSNS 上での状況等、現在の高校生の実態を、教員を対象とする研修会等を実施して把握する。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、教育相談メールの実施や、教育相談箱の設置により、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。
- ・ 出欠席や遅刻等登校状況に注意し、3 日連続、7 日連続欠席した場合は、本人ならびに保護者に連絡するとともに、学年および教育相談課に連絡する。

(2) 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応 (現に起こっているいじめへの対応)

(1) 早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、被害生徒に寄り添って対応するとともに、担当教職員が抱え込むことなく、他の業務に優先して速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

(2) いじめへの対応

- ・ いじめを受けている生徒を守り抜くとともに、いじめている生徒に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめを受けている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・ いじめを受けている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
- ・ いじめを行っている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。
- ・ 不登校が始まった時点で、長引くケースを想定し、保護者と連携を密にすることが重要である。そのためには、保護者及び校内での情報共有が重要であり、ずれがあると不信感につながるため、情報を一元化するとともに、保護者と連携し、本人の気持ちを確認しながら対応する。

(3) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成 16 年 4 月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成 22 年 11 月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

3 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- ※ 生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに県教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、いじめの重大事態については、県方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」を踏まえ、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、保護者代表や学校運営協議会委員を「いじめ対策委員会」や「いじめ問題調査委員会」の委員に含めるとともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

1 本校の相談窓口

山口県立徳山高等学校	代 表 相談室	0834-21-0099 内線28番
------------	------------	-----------------------

2 関係機関等の相談窓口

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| ○ 24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 |
| ○ 心の健康電話相談 | 083-901-1556 |
| ○ 思春期ほっとダイヤル（県立総合医療センター） | 0835-24-1140 |
| ○ こどもの人権110番（山口地方検察庁） | 0120-007-110 |
| ○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部） | 083-933-0110 |
| ○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター） | 083-987-1240 |
| ○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター） | soudan@g.ysn21.jp |
| ○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課） | 083-933-4531 |
| ○ 周南健康福祉センター | 0834-33-6425 |